

発議案第 号

船橋市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により、提出します。

令和 7 年 月 日

船橋市議会議長 渡 辺 賢 次 様

提出者 議会運営委員長 岡 田 とおる

船橋市議会会議規則の一部を改正する規則

船橋市議会会議規則(昭和42年船橋市議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u>(第78条—第84条)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを<u>変更したときも、また同様とする。</u></p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、<u>再び提出することができない。</u></p> <p>(投票)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u>(第78条—第84条)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを<u>変更したときもまた同様とする。</u></p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は<u>再び提出することができない。</u></p> <p>(投票)</p>

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(発言の許可及び場所)

第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(発言の許可及び場所)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2及び3 (略)

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、

問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

- 2 (略)

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(発言の許可)

第114条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、全て簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 (略)

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(発言の許可)

第114条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第116条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 (略)

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(挙手による表決)

第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

2 (略)

(委員外議員の発言)

第117条 (略)

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(発言の取消し又は訂正)

第124条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(選挙規定の準用)

第127条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第128条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(挙手による表決)

第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第138条 同一の議題について、委員から数
個の修正案が提出されたときは、委員長が
表決の順序を決める。その順序は、原案に
最も遠いものから先に表決を採る。ただ
し、表決の順序について出席委員から異議
があるときは、委員長は、討論を用いない
で会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案に
ついて表決を採る。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報
告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、
市長その他の関係機関に送付しなければ
ならないものはこれを送付し、その処理の
経過及び結果の報告を請求することに決
したものについては、これを請求しなけれ
ばならない。

(資料等の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室におい
て、資料等を配布するときは、議長又は委
員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第159条 全て規律に関する問題は、議長が
定める。ただし、議長は、必要があると認
めるときは、討論を用いないで会議に諮っ
て定める。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3
項の規定にかかわらず、委員会の付託を省
略して議決することができない。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動
議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一
身上の弁明をする場合において、議会又は
委員会の同意を得たときは、他の議員をし
て代わって弁明させることができる。

第138条 同一の議題について、委員から数
個の修正案が提出されたときは、委員長が
表決の順序を決める。その順序は、原案に
最も遠いものから先に表決をとる。ただ
し、表決の順序について出席委員から異議
があるときは、委員長は、討論を用いない
で会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案
について表決をとる。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報
告の請求)

第144条 議長は、議会の採択した請願で、
市長その他の関係機関に送付しなければ
ならないものはこれを送付し、その処理の
経過及び結果の報告を請求することに決
したものについてはこれを請求しなけれ
ばならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第157条 議場又は委員会の会議室におい
て、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布
するときは、議長又は委員長の許可を得な
ければならない。

(議長の秩序保持権)

第159条 すべて規律に関する問題は、議長
が定める。ただし、議長は、必要があると
認めるときは、討論を用いないで会議に諮
って定める。

(懲罰動議の審査)

第161条 懲罰については、議会は、第37条
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3
項の規定にかかわらず、委員会の付託を省
略して議決することはできない。

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

標準市議会会議規則の一部改正にならい、会議時間を変更する場合の手續等について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。